

令和2年4月1日からの被扶養者認定に関するお知らせ

- 1 被扶養者認定における国内居住要件の追加
- 2 オンライン資格確認に向けたマイナンバーの届出
- 3 仕送り等の送金証拠書類の添付省略

1 被扶養者認定における国内居住要件の追加

健康保険法等の一部改正に伴い、令和2年4月1日より健康保険の被保険者に扶養されている方の要件について、新たに「国内居住」の要件が追加されます。（住民票が日本国内にある方は、原則として国内居住要件を満たします。）ただし、海外に居住していても、留学や海外赴任の同行など、生活の基礎が国内にあると認められた場合は例外として被扶養者と認められます。（下記の表「国内居住要件の例外と証明書類」を参照して下さい。）

つきましては、現在、住民票が日本国内にない被扶養者がいる被保険者の方は、被扶養者異動届に以下の内容を記入し書類を添付の上、令和2年4月10日までに勤務先事業所を経由してご提出をお願いします。

- (1)国内居住要件を満たさない場合

被扶養者の資格を失いますので、削除年月日は令和2年4月1日と記入し、被保険者証を添付してください。

- (2)下記の表「国内居住要件の例外と証明書類」の「国内居住要件の例外」

- ①から⑤に該当する場合

資格の確認をしますので、被扶養者異動届の「扶養に関する申立書」欄にその旨を記入し、確認できる証明書類を添付してください。

国内居住要件の例外と証明書類

国内居住要件の例外	証明書類
①外国において留学する学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する被保険者に同行する家族	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者との身分関係が生じた家族(海外婚姻等)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤上記①～④までに掲げる者の他、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別に判断

2 オンライン資格確認に向けたマイナンバーの届出

令和3年3月より、医療機関を受診する際に健康保険の資格について、マイナンバーの情報等を用いて、オンラインで資格情報の確認がされるようになります。（「オンライン資格確認」といいます。）

オンライン資格確認は、全ての加入者の方が対象となります。これに向けて、令和2年4月1日より、被扶養者異動届にはマイナンバー届出書の添付をお願いします。

3 仕送り等の送金証拠書類の添付省略

被扶養者異動届の添付書類を一部省略し、被保険者の負担軽減を図ります。

現 行

別居している認定対象者（高校生以下の子及び無収入の配偶者を除く）は、送金証拠書を添付する必要があります。

見直し

別居している認定対象者が子で学生の場合は、送金証拠書の添付を省略できます。

異動届の「扶養に関する申立書」欄に毎月及び年間の送金額を記載してください。

※但し、検認（資格の再確認）においては、送金証拠書の提出は必要となりますので
保管をお願いします。

お問い合わせ先

日本年金機構健康保険組合 業務課

電話：03-5336-0313

認定対象事例別提出資料一覧表

●: 必須

○: 該当する場合に提出

被扶養者の認定に当たり、必要に応じて追加の証明書類の提出をお願いする場合がありますので、ご承知をお願いします。

認定対象者			配偶者						
区分			離職		無職		就業者		
提出資料	留意点		雇用保険加入		雇用保険 非加入	収入あり	収入なし	給与収入のみ	自営業、又は給与収入 以外の収入あり
	証明書等発行者	受給資格あり	受給資格なし						
住民票又は外国人登録証明書(写)	同一世帯: 被保険者と配偶者(続柄有)のもの 別世帯: 配偶者のみで可、3ヶ月以内のもの (マイナンバー記載なし)		市区町村	●	●	●	●	●	●
戸籍謄本又は抄本	住民票で続柄が確認できない場合		戸籍のある市区町村	○	○	○	○	○	○
マイナンバー届出書	(注8)		—	●	●	●	●	●	●
源泉徴収票(写)			雇用主					● (注7)	
確定申告書(写)	必要経費のわかるものについても必要		税務署						●
直近の年金額の確認できるもの(写)	振込通知書、改定通知書、年金証書等		年金保険者	○	○	○	○	○	○
退職証明書又は退職辞令(写)			雇用主			● (注4)	○	○	
雇用保険受給資格者証(写)	受給資格者証の表、裏面		公共職業安定所	○ (注1)			○	○	
離職票1.2(写)			雇用主	●	●				
手当金支給決定通知書(写)等	傷病手当金、出産手当金等 受給中: 支給決定通知書 終了時: 満了通知書		医療保険者	○	○	○	○	○	
廃業届(写)	自営業の場合		税務署			○			
扶養申立書			被保険者	● (注2)	● (注3)	○ (注6)	○ (注6)		
送金証書(写)	別世帯の場合		金融機関・郵便局			○		○	○
在学証明書または学生証(写)			学校等教育機関						
在院・在園証明書			病院・施設等						
診断書			医師						
摘要			婚姻の場合、戸籍謄本又は抄本をお願いします。						

注1 公共職業安定所に求職の申し込みをしている場合に提出してください

注2 求職の申し込みをしない場合は、その旨の申立書が必要となります

注3 求職の申し込みをしている、又は予定がある場合は、3,612円(60歳以上は5,000円)以上の日額を受給開始した日を以って扶養から削除する旨の申立書が必要となります

注4 受給資格がない旨の申立書が必要となります

注5 雇用保険非加入の申立書が必要となります

注6 直近2年間に就業していた方で、既に退職している場合は、下記のいずれかを提出してください

①雇用保険の受給資格なし、又は雇用保険を受給していない場合は、「退職証明書」又は退職した年の「源泉徴収票」

②雇用保険を受給し、既に受給が終了している場合は、「雇用保険受給資格者証」

注7 注5 ①に該当する場合は、その旨の申立書をあわせて提出してください

注8 引き続き就業している場合は直近3ヶ月分の給与明細、雇用条件の変更等による場合は労働条件のわかるものをあわせて提出してください

注9 対象者が平成29年11月13日以降初めて被扶養者の認定を受ける場合に限り(2回目以降は届出不要です)

認定対象事例別提出資料一覧表

●: 必須

○: 該当する場合に提出

被扶養者の認定に当たり、必要に応じて追加の証明書類の提出をお願いする場合がありますので、ご承知をお願いします。

認定対象者			子・養子・孫					
区 分			義務教育対象者 及び未就学の子	高 校 生	大学・専門学校等の学生			社会人
提出資料	留意点	証明書等発行者			無収入	給与収入のみ	給与収入以外の 収入あり	
住民票又は外国人 登録証明書(写)	世帯全員(続柄有)のもの で3ヶ月以内のもの(マイ ナンバー記載なし)	市区町村	●	●	●	●	●	父母・養父母の シートを参照して 下さい
戸籍謄本又は抄本	住民票で続柄が確認でき ない場合	戸籍のある市区町村	○	○	○	○	○	
マイナンバー届出 書	(注7)	—	●	●	●	●	●	
源泉徴収票(写)		雇用主				● (注3)		
確定申告書(写)	必要経費のわかるものにつ いても必要	税務署					○	
直近の年金額の確 認できるもの(写)	振込通知書、改定通知 書、年金証書等	年金保険者						
退職証明書又は退 職辞令(写)		雇用主						
雇用保険受給資格 者証(写)	受給資格者証の表、裏面	公共職業安定所						
離職票1.2(写)		雇用主						
廃業届(写)	自営業の場合	税務署						
扶養申立書		被保険者	○ (注1)	○ (注1)	○ (注1)	○ (注1)	○ (注1)	
送金証拠書(写)	別世帯の場合(注4)	金融機関・郵便局						
在学証明書または 学生証(写)		学校等教育機関		● (注2)	● (注2)	● (注2)	● (注2)	
在院・在園証明書		病院・施設等					○ (注5)	
診断書		医師					○ (注6)	
摘 要			子に被保険者以外からの送金がある場合(例えば養育費)はその額がわかるものを提出してください。					

注1 孫の場合は、扶養しなければならない事情がわかることの申立書及び事実の確認できるものが必要となります

注2 学生であることの証明が取れない場合は、社会人としての認定となりますので、「父母・養父母のシート」を参照してください

注3 引き続き就業している場合は直近3ヶ月分の給与明細、雇用条件の変更等による場合は労働条件のわかるものをあわせて提出してください

注4 毎月及び年間の送金額を異動届「扶養に関する申立書」欄に記載してください(検認があるので、以後は送金証拠が残る形での送金をお願いします)

注5 病院・施設等に在院している場合に提出してください

注6 病気のため就業できない場合に提出してください

注7 対象者が平成29年11月13日以降初めて被扶養者の認定を受ける場合に限り(2回目以降は届出不要です)

認定対象事例別提出資料一覧表

●：必須

○：該当する場合に提出

被扶養者の認定に当たり、必要に応じて追加の証明書類の提出をお願いする場合がありますので、ご承知お願います。

認定対象者			父 母 ・ 養 父 母						
区 分			離 職			無 職		就 業 中	
提出資料	留意点	証明書等発行者	雇用保険加入		雇用保険 非加入	収入あり	収入なし	給与収入のみ	自営業、又は給与収入以外の収入あり
			受給資格あり	受給資格なし					
住民票又は外国人登録証明書(写)	世帯全員(続柄有)のもので3ヶ月以内のもの(マイナンバー記載なし)	市区町村	●	●	●	●	●	●	●
戸籍謄本又は抄本	住民票で続柄が確認できない場合	戸籍のある市区町村	○	○	○	○	○	○	○
マイナンバー届出書	(注8)	—	●	●	●	●	●	●	●
源泉徴収票(写)		雇用主						● (注7)	
確定申告書(写)	必要経費のわかるものについても必要	税務署							●
直近の年金額の確認できるもの(写)	振込通知書、改定通知書、年金証書等	年金保険者	○	○	○	○		○	○
退職証明書又は退職辞令(写)		雇用主			● (注4)	○	○		
雇用保険受給資格者証(写)	受給資格者証の表、裏面	公共職業安定所	○ (注1)			○	○		
離職票1.2(写)		雇用主	●	●					
手当金支給決定通知書(写)等	傷病手当金、出産手当金等 受給中：支給決定通知書 終了時：満了通知書	医療保険者	○	○	○	○	○		
廃業届(写)	自営業の場合	税務署			○				
扶養申立書		被保険者	● (注2)	● (注3)		○ (注6)	○ (注6)		
送金証拠書(写)	別世帯の場合	金融機関・郵便局	○	○	○	○	○	○	○
在院・在園証明書 診断書		病院・施設等 医師							
摘 要			父母又は養父母いずれか一人を扶養とする場合は、「夫婦間扶養優先の原則」から父母又は養父母間の扶養可否を確認する為、双方の収入が確認できる資料を提出願います						

注1 公共職業安定所に求職の申し込みをしている場合に提出してください

注2 求職の申し込みをしない場合は、その旨の申立書が必要となります

求職の申し込みをしている、又は予定がある場合は、3,612円(60歳以上は5,000円)以上の日額を受給開始した日を以って扶養から削除する旨の申立書が必要となります

注3 受給資格がない旨の申立書が必要となります

注4 雇用保険非加入の申立書が必要となります

注5 直近2年間に就業していた方で、既に退職している場合は、下記のいずれかを提出してください

①雇用保険の受給資格なし、又は雇用保険を受給していない場合は、「退職証明書」又は退職した年の「源泉徴収票」

②雇用保険を受給し、既に受給が終了している場合は、「雇用保険受給資格者証」

注6 注5 ①に該当する場合は、その旨の申立書をあわせて提出してください

注7 引き続き就業している場合は直近3ヶ月分の給与明細、雇用条件の変更等による場合は労働条件のわかるものをあわせて提出してください

注8 対象者が平成29年11月13日以降初めて被扶養者の認定を受ける場合に限り(2回目以降は届出不要です)

認定対象事例別提出資料一覧表

●: 必須
○: 該当する場合に提出

被扶養者の認定に当たり、必要に応じて追加の証明書類の提出をお願いする場合がありますので、ご承知おき願います。

認定対象者			その他の3親等以内親族(兄弟姉妹以外は同一世帯が条件)					
区 分			義務教育対象者 及び未就学の子	高 校	大学・専門学校等			社会人
提出資料	留意点	証明書等発行者			無収入	給与収入のみ	給与収入以外の 収入あり	
住民票又は外国人登録証明書(写)	世帯全員(続柄有)のもので3ヶ月以内のもの(マイナンバー記載なし)	市区町村	●	●	●	●	●	父母・養父母のシートを参照して下さい
戸籍謄本又は抄本	住民票で続柄が確認できない場合	戸籍のある市区町村	○	○	○	○	○	
マイナンバー届出書	(注6)	—	●	●	●	●	●	
源泉徴収票(写)		雇用主				● (注3)		
確定申告書(写)	必要経費のわかるものについても必要	税務署					○	
直近の年金額の確認できるもの(写)	振込通知書、改定通知書、年金証書等	年金保険者						
退職証明書又は退職辞令(写)		雇用主						
雇用保険受給資格者証(写)	受給資格者証の表、裏面	公共職業安定所						
離職票1.2(写)		雇用主						
廃業届(写)	自営業の場合	税務署						
扶養申立書		被保険者	● (注1)	● (注1)	● (注1)	● (注1)	● (注1)	
送金証拠書(写)	別世帯の場合	金融機関・郵便局			○	○	○	
在学証明書または学生証(写)		学校等教育機関		● (注2)	● (注2)			
在院・在園証明書		病院・施設等					○ (注4)	
診断書		医師					○ (注5)	

注1 扶養しなければならない事情がわかることの申立書及び事実の確認できるものが必要となります

注2 学生であることの証明が取れない場合は、社会人としての認定となりますので、「父母・養父母のシート」を参照してください

注3 引き続き就業している場合は直近3ヶ月分の給与明細、雇用条件の変更等による場合は労働条件のわかるものをあわせて提出してください

注4 病院・施設等に在院している場合に提出してください

注5 病気のため就業できない場合に提出してください

注6 対象者が平成29年11月13日以降初めて被扶養者の認定を受ける場合に限り(2回目以降は届出不要です)